

令和6年度
大阪府ものづくりイノベーション
支援プロジェクト
認定・助成金
募集案内

【募集期間】

令和6年4月1日(月)～5月31日(金)

令和6年4月

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課

【目 次】

1. 支援プロジェクト認定・助成金制度について ……………(3～5頁)
 - 【申請者・助成対象者】
 - 【支援プロジェクト認定・助成金交付・その他支援の流れ】
 - 【対象事業・助成金額・交付予定件数】
 - 【事業実施期間】
 - 【助成対象経費】

2. 支援プロジェクトの申請方法等について ……………(6～8頁)
 - 【募集期間】
 - 【申請方法】
 - 【書類の提出について】
 - 【提出書類】
 - 【スケジュール(予定)】
 - 【審査・認定方法】
 - 【助成金の交付手続き】
 - 【申請にあたっての注意事項】

3. その他支援について ……………(9頁)
 - (1) 池田泉州銀行「ものづくり応援ローン」
 - (2) 北おおさか信用金庫「北おおさかものづくり支援融資‘創るくん’」

4. 大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例
(ハートフル条例)への協力について…………… (10頁)

5. チェックリスト ……………(11頁)

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・【様式1】支援プロジェクト計画書・同 記入例・ものづくりイノベーション支援助成金交付要綱・同 様式第1号～様式第12号 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

1. 支援プロジェクト認定・助成金制度について

府内ものづくり中小企業が行う新たな技術開発の取組みを「ものづくりイノベーション支援プロジェクト」として認定し、そのプロジェクトに基づき実施する事業に必要な経費の一部を助成します。 ※助成対象経費は、p5【助成対象経費】をご確認ください。

【申請要件(以下をすべて満たす者)】

- ・府内に主たる事務所(登記簿上の本店)を有し、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者に該当し、製造業に属する事業を主たる事業として営む者(注1)とする。ただし、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を除く。
また、みなし大企業(注2)は除く。
- ・大阪ものづくりイノベーションネットワーク(注3)に入会している企業会員と支援機関会員の共同事業体であること。
ただし、申請は共同事業体の代表者である中小企業者が行い、大阪府は代表者に対して認定及び助成金交付を行う。

(注1)

主たる事業として営んでいる業種	資本金・従業員規模
製造業	3億円以下 又は 300人以下

「主たる事業」とは、直近期の決算上の売上金額を、「日本標準産業分類」による事業ごとに区分した際に、売上金額が最も大きい事業とします。

【参考】総務省 日本標準産業分類

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm

(注2)みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者

- ・発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する。
- ・発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有する。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

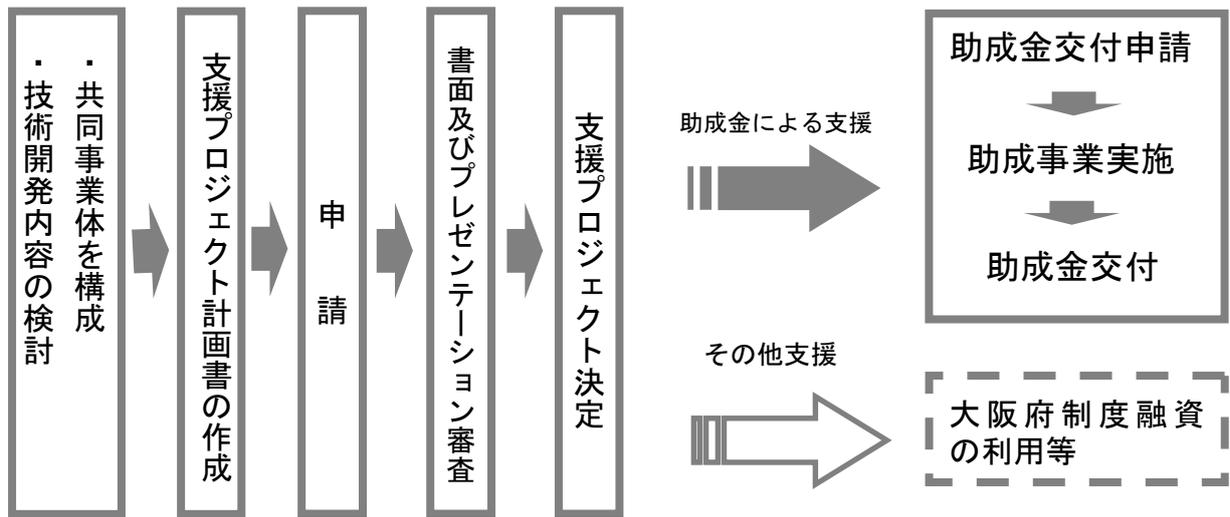
(注3)大阪ものづくりイノベーションネットワーク

府内ものづくり中小企業の技術開発を支援する目的で大阪府並びに公益財団法人大阪産業局が共同で設置しているネットワーク組織です。本プロジェクトの認定及び助成金に応募するには、本ネットワークへの加入を条件としています。

入会は、次のホームページから手続きしてください。

※HPアドレス <https://www.pref.osaka.lg.jp/mono/sangakukan/innovation.html>

【支援プロジェクト認定・助成金交付・その他支援の流れ】



【対象事業・助成金額・交付予定件数】

産学連携枠	<p>中小企業者が自らの技術を活用して行う新たな製品や技術の開発等のうち、大学または国立研究開発法人や（地独）大阪産業技術研究所などの公設試験研究機関等と連携するもの</p> <p>※新たな製品・技術開発を伴うものに限る （1件あたり上限 200 万円・助成率2分の1以内）</p>	7件程度
基盤技術開発枠	<p>中小企業者が、自社の付加価値や生産性の向上を図ることを目的とした、ものづくりに係る基盤技術の開発 （1件あたり上限 150 万円・助成率2分の1以内）</p>	2件程度

○産学連携枠の対象となる共同事業体（支援機関）は以下の者です。

- (1) 大学や工業高等専門学校
- (2) 独立行政法人等の教育・研究機関

【参考】総務省 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/satei2_01.html

- (3) 公設試験研究機関

【参考】経済産業省 <https://www.meti.go.jp/kousetsushi/kousetsushiList>

（注）設備投資を目的としているもの（単に既製品の量産を行うもの、技術的な開発要素がないもの）は助成金の対象となりません。

【事業実施期間】

交付決定日(令和6年7月上旬予定)から令和7年3月14日(金)まで

【助成対象経費】 ※代表者(中小企業者)が支出するものに限り対象とする。

経費区分	細目	助成対象経費の内容
技術開発費 (※1)	開発事業費	原材料費、消耗品費、機械装置又は工具器具の購入・製造・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費
	開発委託費	共同研究費、技術開発事業の一部を委託する経費、外注加工費
技術調査費	調査事業費	技術調査費、特許調査費(※2)、市場調査費、技術波及調査費、試験分析費、展示会出展経費(※3)
産学連携費 (※4)	共同研究費	共同研究費、受託研究費、学術指導費
事務費 (※5)	活動費	企業、共同研究機関、外部有識者等への謝金・旅費
	事務費	資料購入費、印刷製本費、運搬費、翻訳料、会議費
	その他	上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費

※1 本事業は、申請者自らが取り組む新たな技術開発(研究開発や設計・試作など)の支援を行う事業のため、上記経費区分の「技術開発費」は助成事業に要する経費全体の1/2以上を必要とする。また、委託や外注の経費が、「技術開発費」及び「技術調査費」のそれぞれに占める割合の1/2以上であり、かつ、申請者に技術開発要素が認められない場合は、助成金を交付できない場合がある。

※2 特許調査費は、出願費用(いわゆる「出願前調査」「審査請求前調査」)、中間手続費用(拒絶理由通知への対応費用)、設定登録費用とする。

※3 展示会出展経費は、本事業において新たに開発した試作品等を出展する場合のみ対象とし、本格的な販売活動につながる出展経費は含まない。なお、本経費については、事前に大阪府と調整を行うものとする。

※4 産学連携費は、産学連携枠のみの助成対象経費とする。

※5 事務費は、事業の実施に直接関係するものに限る。その他の経費については助成対象外となるものもありますので、事前に大阪府に確認すること。

(主な対象外経費)

- ・交付決定日より前に契約(発注)や支出を行った経費
- ・助成事業実施期間外に始期または終期がある契約にかかる費用
- ・直接人件費、振込手数料、汎用性のあるパソコン等や量産用機械の購入経費
- ・本事業実施期間内に、国、地方公共団体やそれらの関連機関、または金融機関、その他法人から助成制度の適用を受けた事業

2. 支援プロジェクトの申請方法等について

【募集期間】

令和6年4月1日(月)～5月31日(金)

【申請方法】

(1) メールでの申請

提出書類を Zip ファイルで1つにまとめて以下のメールアドレスに送付ください。

また、提出後は到着確認のため必ず事務局までお電話ください。

E-Mail: gijutsushien@gbox.pref.osaka.lg.jp

※件名を【ものイノベ申請(企業名)】にしてください。

※令和6年5月31日(金)17:00までに提出があった申請を受け付けます。

(2) 持参での申請

提出書類を正副2部準備していただき、事務局までお越しく下さい。

事前に事務局まで提出の旨を連絡してから、お越しいただくようお願いします。

令和6年5月31日(金)17:00までに提出があった申請を受け付けます。

(3) 郵送での申請

提出書類を正副2部準備していただき、事務局まで郵送ください。

令和6年5月31日(金)の消印を有効とします。

《事務局連絡先》

〒577-0011 大阪府東大阪市荒本北 1-4-1 クリエイション・コア東大阪 南館 2112

大阪府商工労働部中小企業支援室 ものづくり支援課技術支援グループ

T E L: 06-6748-1050

E-mail: gijutsushien@gbox.pref.osaka.lg.jp

【提出書類】 以下の提出書類を提出してください。

- ① 支援プロジェクト計画書(様式1)
- ② 直近2年間の決算報告書の写し(共同事業体代表者[中小企業者]の決算内容が分かる貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書)
※個人事業主の場合は、直近2年間の所得税申告書の写しを提出してください。
- ③ 共同事業体構成員全ての概要が分かる資料
※会社案内パンフレット、ホームページの会社概要等
- ④ 要件確認申立書(ものづくりイノベーション支援助成金交付要綱 様式第1-2号)
- ⑤ 暴力団等審査情報(ものづくりイノベーション支援助成金交付要綱 様式第1-3号)
- ⑥ 納税証明書(未納がないことの証明)※発行日から3カ月以内のもの
大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の未納の徴収金の額のないことの証明書
(原本) <http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/nouzeishomei.html>
- ⑦ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(原本) ※発行日から3カ月以内のもの
※個人事業主の場合は、発行日から3カ月以内の印鑑証明書を提出してください。

【スケジュール(予定)】 ※詳細日程が決まり次第、対象となる方にお知らせします。

- | | |
|-----------|------------------------------------------------|
| 令和6年6月中旬 | 書面及びプレゼンテーション審査 |
| 令和6年7月上旬 | 支援プロジェクトの決定及び交付決定 |
| 令和6年7月上旬 | 助成事業開始(交付決定日から) |
| 令和6年11月頃 | 中間訪問
(経費支出関係書類の保管状況の確認や、進捗状況のヒアリング等を実施します。) |
| 令和6年11月中旬 | 遂行状況報告書提出(プロジェクトの進捗状況を確認します) |
| 令和7年3月14日 | 事業終了 |
| 令和7年5月頃 | 助成金交付 |

【審査・認定方法】

- ・外部有識者で構成する審査会で、(1) 技術面、(2) 事業化面、(3) 政策面、(4) 実現性、(5) 事業金額及び費用積算根拠の妥当性、を中心に審査を行い、支援の必要性及び府の施策効果などを総合的に勘案して認定プロジェクトを決定します。(詳細は以下の(参考)をご確認ください。)
- ・審査は、書面審査及びプレゼンテーションで行います。
- ・審査結果は、全ての申請者に対して通知するとともに、採択されたプロジェクトは代表者名、プロジェクト名称・概要、プロジェクト構成員(企業・支援機関の名称等)、所在地を大阪府ホームページで公表します。

(参考)

審査項目	審査のポイント
【技術面】	① 技術開発計画の課題設定・解決手法の適切性 ② 技術開発内容の独創性 ③ 競合技術との優位性、知的財産戦略の有無
【事業化面】	① 収益性の見通し ② 市場性
【政策面】	① 重点政策との関連性
【実現性】	① 事業者の経営資源(資金・人材等)の状況 ② 実施計画の適切性 ③ 事業終了後の目標設定の適切性
【事業金額及び費用積算根拠の妥当性】	① 提案計画内容に見合った積算内容であるか。

【助成金の交付手続き】

- ・助成金の交付手続きは、プロジェクトに決定された代表者に連絡します。
- ・助成金の交付は、予算の範囲内で行います。
審査において高い評価を受けたプロジェクトから順に助成金の交付対象とします。
※支援プロジェクトに認定されたもの全てに助成金を交付できるとは限りません。

【申請にあたっての注意事項】

- ・提出された「支援プロジェクト計画書」及び書類(以下「応募書類」という。)は、本審査以外の目的には使用しません。
- ・支援プロジェクト計画書への記入もれや応募書類に不備がある場合は、審査の対象とならない場合があります。
- ・審査の状況及び選考結果に関するお問い合わせには、一切お答えできません。

3. その他支援について

支援プロジェクトとして認定を受けた共同事業体の代表者[中小企業者]は、次の融資制度の利用が可能です。(融資を約束するものではありません)

※利用には、当事務局が発行する「ものづくりイノベーション支援プロジェクト認定書」をお持ちのうえ、各金融機関にご相談ください。

(1) 池田泉州銀行「ものづくり応援ローン」

【対象】大阪府内で製造業を営む中小企業者

【金額】<信用保証付> 2億8,000万円(うち、無担保8,000万円)以内

<信用保証なし> 10億円(保証付分含む)以内

【期間】<信用保証付、信用保証なし>

運転(有担保・無担保) 7年以内

設備(有担保) 10年以内、設備(無担保) 7年以内(据置期間12カ月以内)

【金利】銀行所定金利

※「大阪府ものづくりイノベーション支援プロジェクト」認定企業、

「元気なモノ作り中小企業300社」選定企業、「大阪ものづくり優良企業賞」受賞企業、

「おおさかエコテック」普及対象事業を営む事業者は、別途金利引下げがあります。

【保証人】個別相談

【担保】個別相談

【その他】詳しくは、池田泉州銀行のホームページをご参照下さい。

<http://www.sihd-bk.jp/houjin/shikin/si/detail1.html>

(2) 北おおさか信用金庫「北おおさかもものづくり支援融資‘創るくん’」

【対象】大阪府・国等の行う「ものづくり中小企業」支援策の認定を受けられた方で直近決算で経常利益を計上し、かつ債務超過でない方

北おおさか信用金庫の会員資格を有する方

【金額】10,000千円以内

繋ぎ資金は、補助金申請額の80%以内かつ10,000千円以内

【期間】運転 3年、設備 5年(繋ぎ資金は1年以内)

【金利】短プラ+0.5%の変動金利

【その他】詳しくは、北おおさか信用金庫(審査部)にお問合せください。

電話:072-621-9305

4. 大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例

(ハートフル条例)への協力について

補助金の交付決定を受けた事業主は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第17条第1項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

なお、障がい者雇用率が未達成の事業主は、障がい者の雇入れ計画を提出していただき、障がい者雇用率の達成に向けた取組をしていただく必要があります。詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センターのホームページ(※)をご覧くださいか、大阪府障がい者雇用促進センター(06-6360-9077)までお問合せ下さい。

※ホームページアドレス <https://www.pref.osaka.jp/koyotaisaku/sokushin-c/index.html>

5. チェックリスト

書類提出前に必ず確認してください。

確 認 事 項

【申請者の要件確認】(本案内3頁参照)

- 府内に主たる事務所(登記簿上の本店)を有している。
- 製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者である。※みなし大企業は対象外
- 共同事業体の構成員に支援機関が入っている。
- 中小企業者と支援機関共に大阪ものづくりイノベーションネットワークに加入している。
※ネットワーク未加入の場合は、3頁に記載の方法により入会手続きを行ってください。
- 府税に係る徴収金を完納している。(未納がない)
- 申請内容は新たな製品・技術開発である。

【提出書類】(本案内6頁参照)

- ①支援プロジェクト計画書(様式1) ※計画書以外に補足説明として写真や資料の添付も可
- ②直近2年間の決算報告書の写し
(共同事業体代表者の決算内容が分かる貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、販売費及び一般管理費の内容がわかるもの)
※個人事業主の場合は、直近2年間の所得税申告書の写しを添付
- ③共同事業体構成員全ての概要が分かる資料
例:会社案内、パンフレット、ホームページの会社概要の印刷でも可
- ④要件確認申立書(ものづくりイノベーション支援助成金交付要綱 様式第1-2号)
- ⑤暴力団等審査情報(ものづくりイノベーション支援助成金交付要綱 様式第1-3号)
- ⑥大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の未納の徴収金の額のないことの証明書
(原本) ※発行日から3カ月以内のもの
- ⑦履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(原本)
※発行日から3カ月以内のもの
※個人事業主の場合は、発行日から3カ月以内の印鑑証明書

※提出書類の内容を補足するために、追加の資料を徴収することがあります。

【問合せ】(事務局)

大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課 技術支援グループ

〒577-0011

大阪府東大阪市荒本北 1-4-1 クリエイション・コア東大阪(MOBIO) 南館 2112 号室

電話:06-6748-1050/FAX:06-6748-1062

Email: gijutsushien@gbox.pref.osaka.lg.jp